

指名停止措置の概要

1 指名停止措置事業者

事業者の名称	本社の所在地
葉隠勇進株式会社	東京都港区芝4丁目13-3 PMO田町東10階

2 指名停止措置期間

令和6年6月22日から令和6年8月5日まで（1.5か月）

3 指名停止の内容

日光市が発注する物品の製造・販売、役務の提供

4 事実概要

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

同社が独占禁止法第3条に違反したことは、日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第7項ウに該当する。

なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要綱第3条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1とする。

[日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表7ウ]

措 置 要 件		期 間
7 独占禁止法違反行為	次の場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約相手の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から、3月以上12月以内

[日光市建設工事等指名停止措置要綱第3条第3項]

3 有資格業者に情状酌量すべき特別の事由があると認められる場合において、指名停止を行わないことができる。ただし、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該短期の2分の1まで短縮することができる。

問合わせ先

栃木県日光市今市本町1番地
日光市役所 財務部 契約検査課 契約係
電話：0288-21-5134